

問 8：社のトレーラー運転手が高速道路を走行中、交通事故に遭遇しました。事故車の中に運転手が取り残されていたので、救助を行っていたところ、後方からきた乗用車に追突され、死亡してしまいました。労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

運送に携わっている方が、交通事故に巻き込まれることは、運転業務において十分予想されることで、危険が常に内在するものであると考えられます。この事案については、名古屋地方裁判所において、

「交通事故において救助等をもとめられた場合に、可能な限り協力することは自動車運転者として奨励される行為であったということができ、本件救助行為等は、自動車運転を行う労働者として、通常予想される範疇の行動と言い得るものである。」と業務遂行性を認め、

「仕事柄、業務中に交通事故に遭遇することも想定される場所であり、かつ、事故の処理中に、後続車の追突事故に巻き込まれる可能性も予想されるものであるから」、
「業務に内在する危険性が現実化したものということができ、業務と相当因果関係があると認めるのが相当である。」と判示しています。